

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点および第二点について。

上告人の本訴請求を以つて、法律上訴訟の対象となし得ない事項について不服申立をして居るものであるから、不適法のものであるとした原審の判断は、当裁判所も亦、これを正当として是認する。

論旨は、畢竟、独自の法律的見解を前提として原審の判断を非難するに帰するものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一
裁判官	河	村	又	介
裁判官	横	田	正	俊